

第68号議案

芦屋市学校給食費に関する条例の制定について

芦屋市学校給食費に関する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

市立小学校及び中学校において、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立小学校及び中学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 市立小学校及び中学校（芦屋市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第17号。以下「条例」という。）第2条に規定する学校をいう。次条において同じ。）の学校給食の運営に要する経費のうち、市が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた学校給食に要する経費をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市立小学校及び中学校のうち規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。第6条において同じ。）から学校給食費を徴収するものとする。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、これを減

額し，又は免除することができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成27年10月5日から施行する。ただし，第4条第1項及び第6条中児童の保護者等に関する部分は，平成28年4月1日から施行する。

## 芦屋市学校給食費に関する条例要綱

### 1 制定の趣旨

市立小学校及び中学校において、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 学校給食の実施（第3条関係）

市は、市立小学校及び中学校のうち規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

#### (2) 学校給食費の徴収（第4条関係）

市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等から学校給食費（市立小学校及び中学校の学校給食の運営に要する経費のうち、市が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた学校給食に要する経費）を徴収するものとし、その額は規則で定めることとする。

#### (3) 学校給食費の納付（第5条関係）

学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならないこととする。

#### (4) 学校給食費の減免（第6条関係）

市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

### 3 施行期日

平成27年10月5日。ただし、2(2)及び(4)の児童の保護者等に関する部分は、平成28年4月1日

## 学校給食法抜粋

### (学校給食の目標)

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### (定義)

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

### (義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

## 学校教育法抜粋

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。以下同じ。）は，次条に定めるところにより，子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。